

日医 I T 認定サポート事業所制度 (概要)

平成 28 年度版 (平成 28 年 10 月現在)

1 制度の目的

医療機関が日医 I T を外部のサポートを得て導入・活用する場合、安心してサポートを委託できる目安となる「認定サポート事業所」を認定し、「認定サポート事業所」の情報を医療機関に提供する。

2 認定の対象・単位

水準の高い日医 I T サポートサービスを提供する、所定の要件を備えた事業者が申請するサポート事業の拠点（これを「事業所」と呼ぶ）を、事業所ごとに認定する。

3 「認定サポート事業所」として認定される要件

事業者が申請する事業所を「認定サポート事業所」として認定するために、下記のような要件について書類を中心に審査し、総合的に決定・通知する。

要件の中では特に、認定を希望する事業所は「認定システム主任者」と「認定インストラクター」を各々 1 人以上雇用・個人資格者として日医総研に登録していることが、必須の要件となる。

なお、「認定インストラクター」と「認定システム主任者」は、兼任することが可能である。

〔「認定サポート事業所」認定の要件〕

- ① 「認定システム主任者」を事業所において雇用（常備、下記と兼任可）していること
- ② 「認定インストラクター」も同様に、雇用（常備、上記と兼任可）していること
- ③ サポート事業所を経営するサポート事業者、及びサポート事業所として、
事業内容を安定的かつ確実に提供することが期待できること
- ④ 誓約書に記載されている事項を、事業所全体で厳守していること

4 認定事業所申請募集

「認定サポート事業所」の認定申請は年 1 回募集する。募集要項は適時、ORCA プロジェクトホームページにて公開する。

5 認定と更新の有効期間

認定の有効期間は年度単位（4月から翌年の3月まで）で2年とし、所定の審査（更新手数料が必要となる）を受けることにより更新（年度単位で2年間有効）でき、以降の更新も同様とする。

6 「日医ITサポート事業所認定証」の発行と「日医IT認定サポート事業所登録リスト」の作成・公開

日本医師会 ORCA 管理機構会長は、「認定サポート事業所」として認定した証として「日医ITサポート事業所認定証」を発行する。

また、認定を受けた事業所を収録した「日医IT認定サポート事業所登録リスト」を作成し、ORCAプロジェクトホームページ上等で公開する。

7 各種サービスの提供と年会費の負担

「認定サポート事業所」として認定された事業所には、日本医師会 ORCA 管理機構より次のような各種サービスが提供されるとともに、「認定サポート事業所」はその年会費を負担する。

- ① 「認定サポート事業所」情報の医療機関への公開・提供
- ② 「サポートセンター」による専用窓口サービスの提供
- ③ 「認定サポート事業所損害賠償責任保険」による保険サービスの提供
- ④ 日医ITマーク使用の許可

認定サポート事業所の年会費は、1事業所当り194,400円（消費税を含む）を年度毎に負担する。（ただし、複数の事業所を申請する場合は、2件目以降の事業所1件当りの年会費を32,400円（消費税込）とする。）

8 認定・審査方法

審査は、書類審査を中心とした総合審査により行う。

なお、「認定サポート事業所」の要件として、「認定システム主任者」及び「認定インストラクター」を各々1名以上（兼任も可）雇用していることは必須項目として審査する。

9 認定の停止及び取消し

「認定サポート事業所」が、公序良俗に反することや年会費を半年以上滞納したり、認定要件を満たさない状況になったりした場合等、本制度の趣旨に反することが確認された場合、その事業所の認定を停止もしくは取消すことができるものとする。

10 認定の更新

認定の更新を希望する事業所は、認定有効期限（年度単位で2年）の満了の年の指定期日までに、更新申請書（事業計画書を含む）を提出しなければならない。

更新の認定は、書類審査を中心とした総合審査を実施した上で認定する。

以上